

○財務省告示第五十一号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第二十九条第一項本文及び第三十七条第一項の規定に基づき、国の債権の管理等に関する法律施行令第二十九条第一項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件（昭和三十一年一月大蔵省告示第八号）及び国の債権の管理等に関する法律施行令第三十七条第一項に規定する財務大臣が定める率を定める件（昭和三十一年一月大蔵省告示第九号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月十日

財務大臣 麻生 太郎

「年五パーセント」を「年三パーセント」に改める。